

(令和 7 年 1 月 23 日決定)

旭川市民生委員推薦会民生委員・児童委員候補者推薦要領

1 基本方針

社会奉仕の精神を持ち、常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで社会福祉の増進に努める役割を担う民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。）の職務を遂行できる真の適任者を推薦するものとする。

2 推薦基準

(1) 特別要件

次の要件を満たさない者については、民生委員・児童委員として推薦しないこととする。

① 年齢要件について

ア 新任の場合は、原則 7 2 歳未満の者とする。ただし、地域の実情により 7 2 歳未満の者の選出が困難で、やむを得ないと判断できるときは、例外的に 7 5 歳未満の者も認めることとする。（この場合は、選出が困難で、やむを得ないその理由を記載した「理由書」を要する。）

イ 現在民生委員・児童委員である者が再任する場合は、原則 7 5 歳未満の者とする。ただし、これまでの活動実績等を十分勘案し、今後の活動に支障がないと認められる者とする。また、地域の実情により 7 5 歳未満の者の選出が困難で、やむを得ないと判断できるときは、例外的に 7 8 歳未満の者も認めることとする。（この場合は、選出が困難で、やむを得ないその理由を記載した「理由書」を要する。）

※ 委嘱日における年齢が要件を満たしていること。

※ 過去に民生委員・児童委員の職を経験したことのある者を選出する場合は、「新任」の場合の年齢要件を適用する。

※ 候補者の選出に当たっては、児童や子育て等に関わる活動がより積極的に行えるよう、できる限り「若返り」に努めること。

② 議会議員との兼職について

議会議員が民生委員・児童委員を兼職することについては、「民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。」という民生委員法第 16 条の趣旨を踏まえ、認めないこととする。

(2) 一般要件

民生委員・児童委員の候補者の適否については、次の要件を考慮して総合的に判断するものとする。

- ① 地域の実情の把握
その地区に概ね５年以上居住し、地域の実情を十分に把握していること。
- ② 時間的余裕
民生委員・児童委員の活動に必要な時間（概ね週１４時間以上）を割くことができること。
- ③ 民生委員・児童委員の活動状況
再任に当たっては、地区民生児童委員協議会への出席率が任期中に概ね６０％以上であること。
- ④ 社会福祉への関心
ボランティア活動を行う等社会福祉への関心が高く、理解と熱意があること。
- ⑤ その他
会社員、公務員等被雇用者については、所属長の理解が得られていること。

３ 主任児童委員について

主任児童委員は、原則として次の要件についても満たす者とし、候補者の適否については、これらの要件を考慮して判断すること。

(1) 知識及び経験等について

児童福祉に関する理解と熱意を有し、次に例示する者など専門的知識及び経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

- ① 児童福祉施設等の施設長、児童指導員、保育士等として勤務した経験がある者又は里親として児童養育の経験がある者
- ② 学校等の教員の経験を有する者
- ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者

(2) 女性の選出について

主任児童委員の選出に当たっては、１地区につき少なくとも１人は女性を選出するよう努めること。

４ 候補者の内申について

(1) 一斉改選時

民生委員・児童委員の任期満了に伴う全国一斉改選時には、地区民生委員推薦準備会を開催し、各地区の事情を考慮した上で会議を開催し、期日までに民生委員・児童委員候補者の内申を行う。

(2) 欠員補充時

民生委員・児童委員が任期内において辞任、死亡又は解嘱等の理由によりその職を退く場合は、地区民生児童委員協議会の会長が中心となり、市民委員会など各地区の関係者と協議の上、民生委員・児童委員候補者の内申を行う。

附 則

この要領は、令和７年１２月１日以降に委嘱する民生委員・児童委員の推薦において適用する。